

三浦市訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	1,176	1月 につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ・ 日割		事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)	39	1日 につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	2,349	1月 につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ・ 日割		事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)	77	1日 につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	3,727	1月 につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ・ 日割		事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度)	123	1日 につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268	1回 につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅴ)	事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで	272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自) (Ⅵ)	事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで	287	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建 物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月 につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自) (短時間サービス)	事業対象者、要支援1・2 (20分未満) ※1月につき22回まで	167	1回 につき
A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月 につき
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日 につき
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回 につき
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等 における 小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月 につき
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日 につき
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回 につき
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月 につき
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日 につき
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回 につき

A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月 につ き	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善 加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善 加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善 加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善 加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処 遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処 遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等 支援加算	所定単位数の 24/1000 加算			

※令和4年10月1日介護報酬改定による変更点を黄色にしています。

※令和4年10月1日現在で、三浦市では使用しないコードには色をつけています。

※「1回につき」のコードは、平成30年4月サービス提供分以降について使用できます。平成30年3月サービス提供分までについては、使用しないでください。